

令和2年1月20日

北 区 長
花 川 與 惣 太 様

大都市制度（特別区設置）協議会
会 長 今 井 豊

特別区名の使用（特別区設置協定書への記載）について

現在、大阪府、大阪市では、大都市地域における特別区の設置に関する法律に基づき、大都市制度（特別区設置）協議会を設置し、特別区制度に関する検討を進めております。

当協議会では、昨年12月に特別区設置協定書（案）の作成に向けた基本的方向性を決定し、その中において、大阪市を新たな地方自治体である4つの特別区に再編の上、各区の名称を、淀川区、北区、中央区、天王寺区としております。

つきましては、協定書の作成段階ではございますが、貴区と同一名となっております名称候補「北区」の使用（協定書への記載）について、ご理解を賜りたいと存じます。

書面にて大変恐縮ではございますが、格別のご高配を賜りますよう、お願い申し上げます。